

平成26年度 第3回越谷市障害者施策推進協議会会議録

1 日時：平成26年11月 4日（火）10:00～11:45

2 場所：越谷市役所本庁舎 5階第1委員会室

3 出席者等：

- (1) **出席委員**：14名：朝日雅也委員、岩本敏英委員、矢田進一郎委員、伊藤えつ子委員、池ノ谷龍市委員、吉田香代委員、松澤茂委員、田中直樹委員、前田美波留委員、阿保裕子委員、宮下昭宣委員、平井透委員、門間愛委員、友野由紀恵委員
- (2) **欠席委員**：5名：星野晴彦委員、松田繁三委員、鈴木しげみ委員、益子甲寿委員、小柳敬委員
- (3) **事務局**：鈴木福祉部長、杉寄子ども家庭部長、渡邊子ども家庭部副部長兼保育課長、藤城障害福祉課長、高橋子育て支援課長、福岡子育て支援課主幹兼児童発達支援センター所長、角屋障害福祉課副主幹兼障害福祉推進係長、山元障害福祉課自立支援担当副主幹、小西障害福祉課障害福祉推進係主査、山田障害福祉課自立支援担当主査、小林障害福祉課自立支援担当主査、秋山障害福祉課自立支援担当主査、野中子育て支援課児童福祉担当主査、土屋障害福祉課障害福祉推進係主事

4 傍聴者：4名

5 次第

1 開会 2 会長あいさつ 3 議事

4 その他 5 閉会

≪ 3 議事 ≫

(1) 報告事項

① アンケート結果概要（障がい福祉計画関連）

(2) 協議事項

① 第4期越谷市障がい福祉計画 素案について

6 会議資料

・ 次第

・ 出席者名簿

・ 資料1 アンケート結果概要

・ 資料2 第4期越谷市障がい福祉計画素案

・ 資料3 第4期越谷市障がい福祉計画 骨子案

・ 資料4 第4期越谷市障がい福祉計画策定スケジュール

・ 意見書（門間委員、友野委員）

【内容】

■ 議事

【報告】 ①「アンケート結果概要（障がい福祉計画関連）」

事務局：《資料に基づき説明》

- ・ 資料1 アンケート結果概要

議 長： ありがとうございます。皆様方にもこの協議会でご意見等をいただいたアンケート調査のうち、ご説明がありましたように、障がい福祉計画の部分について抽出をしたと理解をしております。その上で、次の障がい者計画の策定ためのアンケートも兼ねておりましたので、障がいのある方の生活にかかる施策のうち、今日、お示しいただいているのは、福祉計画に関係するものであると。もちろん厳密には全ての案件が関係し合っているわけでありますけれども、特に障がい福祉計画の守備範囲の部分を出していただいたということでございます。それでは、報告事項につきまして、委員の皆様から、ご質問やご意見等、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいですか。後ほど計画素案の協議をする上でもベースとなるデータになりますので、また、そのときにでも引き合いに出していただいても構わないと思います。事務局のご説明では、一つは障がい種類に関わりなく、福祉サービスに対する認知度がまだ高くないということで、これは、とりも直さず、全ての必要な人たちにサービスが行き渡るようにするためにはどう周知していくかということにつながっていくのではないかと思います。それから、事業所と行政との情報交換などの連携が重要であるというようなことを読み取ったということで、先ほどご説明をいただいたところです。

委 員： 3 ページにあります、回収率が 47.3%と 56.3%と、ということで、今、会長がおっしゃったように、サービスに対する認知度が低いのではないかということをおっしゃっているわけですがけれども、この回収率に関しまして越谷市ではどのように受け止めているのか、教えてください。

議 長： ありがとうございます。関連するご意見等、よろしいですか。それでは、事務局からお願いいたします。

事務局： ただいまのご質問ですが、通常、行政も含めて、アンケートを行った場合に、20 数パーセントの回収率のものが多いかと思うのですが、

このアンケートに関しては、約 50%の回収率ということで、通常のアンケートに比べますと、相当、回収率が高いものと考えているところです。資料を見ていただくと分かる通り、障がい種別に応じて、特に、年齢に多少特色があるのかなとも考えておきまして、例えば、身体障がい者であれば、65 歳以上の方からの回収率が、占めている割合が非常に高いとか、他市町村が似たようなアンケートをしていることの情報収集は、申し訳ないですが、していませんが、それぞれ、障がい種別に応じて、回収率も含めた、それなりの特徴があるのかなということで、アンケートの回答につきましては、福祉計画に反映をさせることはもちろんですが、何よりも障がい者計画でしっかり分析をして、このアンケート結果を反映させていきたいと考えているところです。

議 長： よろしいでしょうか。

委 員： ありがとうございます。

議 長： 他によろしいでしょうか。それでは、またお気付きの点がございましたら、どうぞ次の協議事項と絡めて、ご質問等いただければと思います。では、本日の協議事項になります、第 4 期越谷市障がい福祉計画の素案でございます。事務局からご説明をお願いします。

【協議】 ①「第 4 期越谷市障がい福祉計画素案について」

事務局：《資料に基づき説明》

- ・資料 2 第4期越谷市障がい福祉計画素案
- ・資料 3 第 4 期越谷市障がい福祉計画 骨子案
- ・資料 4 第 4 期越谷市障がい福祉計画策定スケジュール

議 長： ありがとうございます。順次、資料 2、3、4 を使ってご説明いただきました。それでは、どの部分からでも結構でございますので、委員の皆様方から、ご発言、ご意見等、いただきたいと思えます。そうは言いながら、全部をいっぺんには把握が難しいかもしれないので、こういうふう形にさせていただきます。とりあえず資料 3、A3 の表裏がございましたけれども、いわゆる第 1 章と第 2 章のところをまずひとまとめにして、その後、裏面の第 3 章、第 4 章、第 5 章のところということで、便宜的に二つに分けて協議してまいりたいと思えます。それでは、第 1 章の計画の策定に当たって、そして、計画の目標、とりわけ、数値目標のところ、国が示しております幾つかの項

目について、市独自の考え方が示されたわけでありますので、この点なども含めて、ぜひ委員の皆様方から積極的なご発言を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。では、お願いします。

委員： 3番の数値目標の設定についてお伺いします。とりあえず国や県の方針にのっとって、こういうものが出てきていると思いますが、これを読みますと施設入所から地域へ、入院中から地域へ、福祉施設から一般就労へということが目標に掲げられているわけですがけれども、施設に入らずとも、家庭で引きこもっているような状態の方というのはいらっしゃるのではないかと思います。それがどれ位いらっしゃるのか、私は分からないのですが、そういう方についても、やはり外で活動できるようにしていくことはとても大事なことじゃないかなと思っています。そのあたりは、数値目標には掲げられずとも、どこか別のところの支援事業としてなされているのか、やはり家から外へというのは、私としては重要なことではないかと思っているので、よろしくお願ひいたします。

議長： ありがとうございます。少し、順次、委員の皆様方からご発言いただいて、必要に応じて、事務局からコメントなり、回答をいただければと思います。いかがでしょうか。

委員： 家から外へということが重要だということは伺って、私も実にそう思います。そのことについてお願いしたいんですけども、タクシー業界ですね。拒否して乗せてくれないということはないですけども、非常に嫌な思いをして、出るのが3回に1回は嫌になるんですね。そういうことのないように、タクシーの会社に市から言っていただけないものかなと思います。もし、乗せていただけないようなら、うちのタクシーは乗せませんということを明記していただければ拾うことはないと思うのです。私、今までも何回か、外へ出たくても出られないときがありました。こうやって、ヘルパーさんと一緒に出ている、そういう思いをしているので、それをちょっと言っていただけたら幸いだと思いますが、よろしくお願ひします。

議長： ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。簡単に整理しますと、特に3の数値目標の設定というところで、29年度にはこのような数値が達成されているべきであるということで、この1、2、3、4というのが、今の障がい福祉施策の重点課題となっていて、それに対して、越谷市はどういうような目標値を掲げるかというような、大変、極めて重要な部分ではないかと思っています。そういう中で、国は、まず、地域生活への移行については12%以上と挙げていますけ

れども、実は埼玉も待機者が多いというようなことで、この国の目標は目標として押さえながら、越谷市としては10%を目標値とするということでありますが、このあたりについてご意見があればぜひいただきたいと思います。

それから、入院中の精神障がい者については、もともと現行の計画においても人数の把握ができないので、県からの算出方法が示されたものを主として活用して計画を立てるため、まだ示されていないので今後ということですが、考え方として、精神科の病院から地域生活への移行を積極的に進めていくという書き方がここで必要なのか、あるいは、そうでない考え方があるのか、そんなところをご意見いただきたいと思います。

それから、地域生活拠点の整備についても、まだ具体的な考え方が示されていないので、既存のさまざまなネットワークを活用して、地域生活拠点をどうつくるのか、あるいは、そのための拠点そのものを整備するとか、ここはなかなか、国、県からは考え方が示されていないので、方向性を示しながら具体的な詳細が示されていないということで、市町村としては大変対応が難しい部分もあろうかと思いますが、地域生活の拠点を整備するという考え方について、委員の皆様方から何かご意見をいただければと思います。

最後が一般就労への移行ということです。こちらについても、実績を踏まえて、一般就労への移行ということで、越谷市としては、おそらく、国や県の考え方よりは少し踏み込んだ形で数値を出されているのではないかと思われるわけですが、このことについて、素案を示していただきましたので、委員の皆様方の率直なご意見をいただいて、協議してまいりたいと思います。少し論点を整理させていただきました。いかがでしょうか。委員さんからいただいた資料でその部分について書かれているようですが、何かご発言はございますか。

委員： 基本目標の訪問系サービスの充実について意見があつて書かせてもらいました。私は小学生のころから入所施設に入っていました。そして何回も生活ホームの体験入居をして、2年かけて施設を出ることができました。それまでに、介助者も利用して、地域での暮らしを体験でき、知り合いも増えました。場所があつて使える制度があれば、地域で暮らせるわけではありません。私の場合、入所施設にいながら、体験入居をして、介助を使う体験があつて、知り合いが増えたからできました。私の場合は、費用は全部自分のお金でした。在宅サービスを使うことができれば、もっと地域に出られる人が増えると思います。

障がい児支援の提供体制についても意見があります。私は入所施設にいて、地域の成人式に出ていないので、知り合いの人の話です。その人はずっと養護学校に通っていて、卒業後、地域の成人式に出たとき、知り合いが一人もいなくて寂しい思いをしたと言っていました。共生社会をつくっていくためには、お互いが知り合っていくことが大事だと思います。そのためには、小さいころから一緒が一番です。一貫した支援は大事かもしれませんが、そのため、育つ場を分けないようにしてください。

続いて、入所施設からの地域生活移行についてです。私は上尾リハセンに入所していたことがあります。期間が決まっていたので、退所することができましたという人も、この地域生活移行の数に入っていると聞きました。だから、この数が多くても、入所施設の人が減っていることにはなりません。出る人がいても、入る人がいては減りません。総合支援法や福祉計画は、入所待ちの人も何とか地域で暮らせるようにするためにあるのではないのでしょうか。

議長： ありがとうございます。ご意見として書かれているものの第2章の部分までということでご説明いただきました。さらに関連してのご発言等、いかがでしょうか。

委員： 多様な就労の取り組みについてなのですが、短時間なら障がい者の人でも働けるということで、短時間でも働ける場が欲しいという意見をもらってきたので、ここで言わせていただきます。また、グループホームについて、スプリンクラー設置の補助金があっても、大家さんが許可してくれないということで、改修ができないことがあります。どうなっているのか教えていただきたいと思います。

議長： 分かりました。前段は、もし、この第2章のところであれば、福祉施設から一般就労への移行というところが示されていますけれども、働き方は一般就労だけではないというか、長時間、一定の時間だけではなく、短時間の働き方もあるのではないか。そういったことも見据えた計画を立てるべきではないかということでした。

グループホームについても、具体的なグループホームの整備のところも関わりますけれども、施設入所から地域生活へ移行するうえで、グループホームが持つ意味がとても大きいので、そういったものが、消防法上の制約がある現実について、どのように対応していくのでしょうかというご質問、こういうことでよろしいでしょうか。それでは、今までのところで、事務局から、ご意見としての部分もありますし、ご質問のところもあると思うのですが、少しコメントを頂戴できれば

と思います。

事務局： まず、最初に、在宅の障がい者の方で、なかなか情報がなくて、サービス等が受けられない方がいるということなのですが、やはり、相談支援事業といいますか、生活支援センターを中心に、それから民生委員さんなどもネットワークをつくるなかで、地域で困っている方についてできるだけ行政も情報収集をするようにして、適切なサービスを提供できる体制にしていきたいと考えています。

その次のタクシー券のお話ですけれども、実際に、委員さんからいただいたお話以外でも、同様なお話を私どもも受けております。具体的にどこの会社なのかとか、何日だったのかとか、場所はどこだったのかとかいう情報をいただければ、その会社に対して申し入れはしていきたいと思っています。

それから、別途委員さんよりいただきました意見書の件です。訪問系サービスの関係ですけれども、これにつきましては、計画に盛り込むときに、ご意見として承りたいと思っていますが、現状であっても、施設に入所されている方が里帰りなどをされるときに、在宅におけるヘルパーさんが必要だというご相談を受けたときには、支給決定をさせていただいている状況もございますので、そういうものが必要だということであれば、担当ケースワーカーにご相談いただければと思います。

それから、スプリンクラーの件ですが、来年、平成 27 年 4 月、私ども、中核市に移行します。中核市に移行しますと、現在、県が所管しております社会福祉施設等施設整備費補助金というものの事務権限が越谷市に下りてまいります。これによって、ちょっと今、手元に補助要綱を持ち合わせませんので、詳しいことまではお話できないのですが、その設置について、国の補助事業が受けられる可能性があります。施設種別ごとにこういう修繕ができますよとか、いろいろ違いますので、この場で、総論として、スプリンクラーをどういう施設でも全部補助金が付きますよとは、言いづらいところがありますが、いろいろな基準がある中で、ご相談いただければ、実際に補助金につながるものなのかどうかということもお話しできますので、ぜひご相談いただければと考えているところです。

議長： 引きこもりのところと、就労のところですね。お願いします。

事務局： 今のお答えに、多少、補足部分がございますので、発言させていただきます。まず、引きこもり等に対する支援について、この計画にどのように記載するかというところですが、あくまでも障がい福祉計画

が、障害福祉サービスの必要量や、見込み量、その確保のための方策という目的がございますので、その他の事業につきましては、次に策定します、障がい者計画のほうで細かく反映させていければと考えております。

続いて、タクシー会社への要望についてですが、これは個別具体的なお話をそれぞれ伝えていくということに合わせて、可能かどうかは分かりませんが、福祉タクシーの運営協議会に越谷市も参加しておりますので、その中の議題として、挙げられる、挙げられないは確定できませんが、そういう場も含めまして、お伝えできればと考えております。

続いて、就労の関係ですが、いわゆる超短時間就労ですとか、いろいろな働き方がこのところに出てきていると思います。それにつきましては、やはり次の障がい者計画の中で反映できればと考えております。また、就労支援センターを中心とした地域適応支援事業等のPRも進めていきたいと考えております。

議長： 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援についていかがでしょうか。

事務局： お答えいたします。よろしく申し上げます。委員さんからいただいたご意見ですけれども、このままの文言を使うかどうかというのは別ですが、おっしゃるとおり、こちらの内容を検討いたしまして、こういった文言をこの方向で加えていくような形で検討させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長： それぞれいただいたご質問等に対して、事務局、ご担当からご説明いただきました。さらにいかがでしょうか。それでは、またお気付きであれば戻って構わないと思いますので、このA3の裏面に行きまして、第3章、第4章、第5章のところでご意見をいただきたいと思っております。

委員： 第4期越谷市障がい福祉計画の配布についてお尋ねしたいです。そのお答えについてまたご質問させていただければと思います。というのは、この施策推進会議に来る前にこれを見たことがないので、どのような配布方法を取られているかをまずお尋ねしたいと思っております。

事務局： 第3期の障がい福祉計画の際には、越谷市のホームページに計画自体を、現在も、掲載しております。ホームページでの周知と、障害福祉課の窓口での配布ということで、お配りさせていただいております。それから、施策推進協議会の委員の皆さんや、自立支援協議会の委員

の皆さんには配布させていただいております。第4期計画につきましても、同様の形で配布させていただければと考えております。

議長： ではその上で、ご意見をお願いします。

委員： この計画というのは、当事者にとっても大事な指針になると思います。まず一つは、ホームページに載せたから皆が見るというお考えは、ちょっと。なかなか障がい者自身がホームページから入る、情報を取る、特に視覚障がい者などは、情報障がいと呼ばれておりますし、せっかくこの素晴らしい計画を知るチャンスが少ないことがちょっとどうなのかなと思いました。そして、例えば、突然、障がいを負う身になったときに、では、市が何を補助してくれるのだろうかということ、窓口に行かない限り分からないでは、心許ないような気がいたします。

その意味で、視覚障がいという意味では大変狭い範囲になりますし、なかなかこの計画自体を目にする機会がないとはいえ、やはり文言として入れていただきたいのは、具体的に言えば、23 ページ、(7) 日常生活用具給付事業の(7)-1の②自立生活支援用具ということで、それぞれの障がいを持たれている方に必要な用具というものは必ずあると思うので、やはり私の立場から言うと、白杖という一言を入れていただきたいと思います。それから、31 ページ、(7) 日常生活用具給付事業も同じなのですが、ここの文言を見ますと、「ホームページ等を通じて事業の周知を図り」というのは、視覚障がい者にとってはまたこれはなかなか手の届きにくい情報であるので、何か方法をお考えかということです。それから、その方法をお考えかということについては、たぶん、いろいろな市民への啓発、理解をしていただくための事業ということにもつながっていくかと思うのですが、最後のほうでしたか、理解促進・研修啓発事業とございますが、そちらとどういうふうにつながっていくのかということ。また別の意味で、33 ページの、例えば、計画の実現に向けてということで、2.の3行目、「自立支援協議会等の場において相互に連携を図ります」ということですが、この会というのは、どういう立場になるのか。もちろん、全ての委員会をここに書くべきとは思わないですが、その後ろの4.計画の進行管理についても2行目に、「社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において」などとあるのですが、この会はいったい、どういう位置付けになるのか。それに伴って、以前、前回にいただいた中核市移行後の越谷市社会福祉審議会という書類があるのですが、専門分科会の中に、今度、障害者施策推進協議会が、障害者

福祉専門分科会になるということなのですが、中核市以前の障害者施策推進会議の位置と、中核市以降のこの分科会の違いが少し分かりにくいので、ご説明いただければありがたいです。

議長： ありがとうございます。今のご質問、ご意見は、一つは、資料4にも関わっていて、計画書印刷・配布、ホームページ掲載とあるけれども、このあたりでのどのような周知を考えているかということが一つと、それから、日常生活用具のところの例示で、これは福祉の手引きそのものではないので、そこでどこまで例示するか、ボリュームの問題もあるので難しいとは思いますが、しかし、それぞれの障がいの状況に応じて有効な、要するに、活用を促すような、動機付けるようなものは例示をうまくバランスよく書いたほうがいいのではないかと、こういうことですよ。

それと、前回、ご説明がありましたけれども、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会、先だって決定しているのですが、中核市を前提にこの名称で書き込んでいるということだと思いますが、この協議会はその専門分科会に移行すると。改めて、この現行の障害者施策推進協議会、来年度以降の障害者福祉専門分科会の役割を改めて確認しておきたい、こういうことですよ。そのあたり、事務局から順次、ご説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

事務局： 委員さんからご指摘の件ですが、まず、計画書の周知につきましては、前回同様には考えています。それから、先ほどホームページに対するご指摘がありました、ホームページを使いましても、例示ではなくて、全ての項目についてのご紹介をさせていただいております。それから、相談支援事業所ですとか、各事業所などとも連携しながら、用具等が必要な方に関しては、そういう情報をいただいた段階で相談に乗らせていただいて、必要な支給決定を行っているという態勢でやらせていただいております。まだまだ、十分周知が図られておらず、私どもの努力不足でという側面は重々あるかと思っておりますので、機を捉えて、もっと皆さん方に知っていただけるよう努力を検討していきたいと考えております。

それから、中核市に伴う障害者福祉専門分科会の件ですが、中核市に移行することによって、社会福祉審議会が法律上、必ず置かなければいけない組織だということところがまず出発点になっています。その中でも、ご案内のとおり、障害者施策推進協議会を廃止しまして、その機能をこちらに移すということですので、基本的には、現在、協議会が行っている機能、任務につきましては、全く同様のものを、中核市

移行後もこの専門分科会でやっていこうと考えています。さらに、法定必置の内容ですけれども、障がい者につきましては、「身体障害者の障害の程度に関すること」と法律では言っているのですが、いわゆる手帳の等級ですね。これについて、審査をすることを、中核市の移行に伴って、この社会福祉審議会が持つことになっています。専門分科会ではその議論はしないですが、専門分科会の下に審査部会というのを別につくります。こちらで、手帳の等級についての審査を行います。少し法律関係で複雑な話もありますが、基本的には現在の施策推進協議会の機能は、全て同様に障害者福祉専門分科会に移行するという考え方で整理をしております。

議長： 私の整理から漏れてしまった、地域生活支援事業の必須事業であります理解促進・研修啓発事業と、そういったさまざまなサービスの活用の周知との兼ね合いみたいなところはどうかということですね。失礼いたしました。こちらについてもお願いします。

事務局： 地域生活支援事業は、いわゆる訪問系サービス、日中活動系サービスの、狭い意味での訪問系サービスと違いまして、市町村の判断で実施すべき事業というような法律上の位置付けがあります。しかしながら、その市町村の判断で行う事業とは申せ、その中の必須事業、市町村が必ずやりなさいよというふうに掲げている事業が今回、福祉計画にも位置付けがされているということでの、国からの指針になっているという状況です。当然、この各事業を単独で何か展開するという考え方はなくて、先ほどの用具も含めて各種いろいろなサービスをこういう事業の中に盛り込んでいって、トータルで障がい者の皆様方の生活を支えていくというような展開ができればと考えています。少し大枠的な話で恐縮ですが、方向的にはそういう方向です。

委員： 私の理解は、理解促進・啓発は、当事者ですか。それとも、私は一般市民の方に対してもというふうに思えたのですけれども、その点はいかがでしょう。

事務局： 理解促進・研修啓発事業につきましては、当事者も含めてですが、市民全体に対して、例えば、障害者の日記念事業、ふれあいの日等を想定しています。

議長： よろしいでしょうか。

委員： ありがとうございます。

議長： 他にいかがでしょうか。

委員： 私ども越谷市聴覚障害者協会の会員は約 50 人おります。今まで市からいろいろ講習会や運営委員会、通訳派遣の事業にご尽力いただき

まして、心から感謝いたします。ありがとうございます。私どもは、活動の目的としまして、聴覚障がい者の参加、福祉向上のためとか、また、市民の理解を広めるために活動を行ってまいりました。最近、この資料をいただきまして目を通したのですが、その中に、新たに含まれた盲ろう者向け通訳介助派遣事業が含まれていますが、それについて、以前、中核市になるということを知りまして、中核市になったら盲ろう者についての事業も必要だということを知りました。つい先日ですが、コミュニケーション支援事業運営委員会がありまして、1年に2回ありますが、そのときにそういう話はまだ出ていませんでした。そのあたり、どうなっているのかなと思いました。今、越谷市では話が進行中だと思いますが、どのあたりまで話が進んでいるのか、そのあたりを知りたいと思います。

議長： ありがとうございます。先に委員さんからご発言いただいた後、また事務局にご説明をお願いしたいと思います。

委員： 日常生活給付についてですが、障害者基本法改正で、社会の障壁という言葉が加わりましたが、私が暮らしにくいのは、私たちだけに責任があるのではなく、環境にも問題があるということが認められたと思います。そういう背景があるのに、日常生活用具の給付がいまだに障がい者本人の状況だけで決められているのはおかしいと思います。

それから、私は全身性障害者介護人派遣事業を使っていますが、全身性介護人派遣事業は、資格がなくても付き合いのある人に介助をお願いできる制度で、私の介助者の中には、主婦や退職後の人、付き合いのある介助ができるようになった知的障がいのある人もたくさんいます。私らしい暮らしをするために大事な制度です。市単や県単でもいいものはたくさんあります。その他の支援があるのですから、こういう大事な事業も入れてください。以上です。

議長： ありがとうございます。関連するご発言はよろしいでしょうか。では、事務局からまず、盲ろうの関連の経過と日常生活用具の地域生活自立支援事業、市の事業になりますけれども、その実情に即した柔軟支給についてのご意見、それから、市単、県単事業についても、計画に項目として織り込むべきではないか、こういうご意見です。よろしくをお願いします。

事務局： 今のご質問につきまして、順次、お話しさせていただきます。まず盲ろう者向け通訳者・介助者の件ですが、ご指摘のとおり、中核市移行に伴いまして、その養成研修と派遣の体制を、地域生活支援事業の必須事業として位置付けなさいということで、国の方針が示されてい

るところでございます。実際に、私どもの政策課題として、そういう方を派遣できる体制をつくることは大変重要であると考えたところです。しかしながら、今のところ、検討課題という位置付けにしていますのは、実際に、養成研修をやっていただいて、通訳者、介助者に登録された方が、果たして、ご活躍する場があるかないか。これはニーズということになると思います。従いまして、政策課題としては必要であるという認識があっても、研修を受けていただいて登録をしていただく方が、ほとんど活躍ができないという制度で本当にいいのか。このバランスの中でどういう選択をしていけばいいかということ、現在、検討中でございます。基本的にはそういう方がいらっしやらないと困る方がいるという認識は行政として、私どもとしては思っております。しかしながら、登録された方のご活躍の場ということのバランスというものを、最終的にこの計画が固まるまで見極めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

それから、日常生活用具の件でございますが、まずもって、このような給付事業に全て言えることですが、一定の公平性を維持しなければいけないということで、何らかの基準をもって運用しなければいけないというところがございます。従いまして、日常生活用具の給付につきましては、皆さんのニーズを的確に把握しながら、必要に応じて、基準の改正等によって、少しでも困っている方を援護していくという体制にしていきたいと考えています。実際、ここ数年で、電気式たん吸引器、ネブライザー両用器というのを新たに道具として追加したとか、それから、地デジ対応ラジオを新たな給付品目として追加したということはやらせていただいておりますので、今後も決して堅く考えることなく、皆様のニーズを的確に把握しながら、この基準については考えてまいりたいと思っております。それから、最後に、地域適応支援事業と全身性障がい者の介護人派遣事業の関係ですが、この両事業につきましては、障がい者計画でぜひ規定させていただければと考えております。なお、全身性障がい者介護人派遣事業につきましては、中核市移行に伴いまして、県負担分の事務が市のほうに委譲されるということで、中核市移行以後は市単事業になりますので、ご案内させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長： それぞれ、ご意見、ご質問いただきました委員さん、よろしいでしょうか。その他のところでいかがでしょうか。まだご発言いただいている委員さんからもぜひご意見やご質問をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 意思疎通事業の中で、盲ろうの方が必要としているかどうかとか、ニーズがどうのこうのとか言う前に、それをやるが必要ではないですか。それに、手話と要約筆記、合わせて、23人とか19人とか書いてありますけれども、これは別々にしたほうがいいのではないかと思います。というのは、用途は違うと思います。手話は手話、要約筆記はいろいろなところに使われると思いますので、やっぱりその数を多くするということが必要だと思います。これを一緒にこうするのは、何か用途があるかどうかというのはちょっと分からないもので、それを聞きたいというのがあります。

それと、アンケートを見たときに相当回収率はいいですけれども、ある時点で、平成26年度の4月なら4月で身体障がい者が何名いたとか、ちょっと分からないものですから、その集めた票の数が全体に対して何パーセントで、何パーセントの回答が来たと、そういう数字が必要じゃないかなと思うのですけれども。それをお願いしたいと思います。

議長： ありがとうございます。盲ろう者向けの事業については、人数の云々よりは、まず、事業の検討があるべきではないかということと、手話通訳、要約筆記は、それぞれ分けて目標設定すべきであるということ、そして、最後、アンケート調査で、そもそも何名対象者がいらっやって、その中からどういう基準で選定されたかというのは以前説明があったと思うのですが、今日はここにそれがないので、それを示してほしいということでございます。関連するご意見、ご質問、ございますか。よろしいですか。

事務局： まず、盲ろう者向け通訳介助員の関係ですけれども、ご意見として承りたいと思います。今後の検討材料にぜひさせていただきます。よろしく申し上げます。

それから、手話通訳者・要約筆記者養成研修事業の件ですけれども、この計画上の表記の枠組みというのは、国が示している枠組みで表記をしているという状況でございまして、実際の事業は、当然、手話通訳者養成研修と要約筆記者養成研修は別々の研修として行っています。ですから、こちら、内訳が書いていないという状況ではございますが、表記を一定のルールでやっておりますので、ぜひそれについては、それぞれが何人いたか、それをしているかということで、別途、お示しできればと思います。よろしく願いいたします。

それから、アンケートに関して、全体数に対してどれぐらいアンケートを求めてということで、今日、お配りした資料には、その数字が

確かでない状況でございますので、これにつきましても、ぜひ、委員さんのほうに、別途どれぐらいの障害者手帳をお持ちの方がいて、それぞれのぐらいの割合の方にアンケートを求めたかというような数字のほうは提供させていただこうと思いますので、よろしく願います。以上です。

議長： よろしいでしょうか。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。全体を振り返って結構ですので、気付いた点などについて、ぜひこの協議会でご意見いただきたいと思えます。

私が口火を切るのはどうかと思いながら、やはり第2章の具体的な数値目標。もちろん、個別の見込み量というのは全部これまでの実績を踏まえて、考え方としては、希望する人にもれなく提供できるように。できれば、さらに、必要なところに情報が届いて、サービスを必要とする方がきちっと受けられるようにしていく。こういうことがベースになっていると思うのですけれども、その一方で、この数値目標というのはまさに主として国が示している障がい者福祉施策の重点的なところはどう向き合っていくかというところで、大変意味を持ちますので、そういう意味で、ぜひ、皆様方のご意見を今日の段階でいただければと思っています。この後、地域自立支援協議会さんからの意見もいただくことになりまして、パブリックコメントで、広く、市民全体の皆様から意見を頂戴するわけですけれども、非常に根幹のところなので、協議会として、ここはぜひということで。

たぶん、地域生活へ移行することについて、否定的なお考えを持っている方はいらっしやらないと思うのですが、そのあたり、踏み込んで示すところを目指すのか、ある程度、実情を踏まえたもので、手堅く示していくのか、こういったことについても、方向性は同じなんですよね。しかし、この協議会としての考え方をどう示すかということも大事になります。

精神障がいのある方が病院から地域へ移行することについても、ご異論は全くないと思うんですけれども、それを、数字はなかなか難しいけれども、積極的な目標としてきちんと引き継いでいけるかどうかとか、就労なども同じだと思います。いかがでしょうか。特にないと、先ほどのご意見を踏まえながらも、事務局がたたき台として示しているもので、概ね、今日の協議会としては了解するということになりまして、よろしいでしょうか。

先ほど来、ご意見をいただいたものを含めて整理しますと、資料2の5ページのところ、これは計画目標を策定するのに当たって、理念

が示されています。この理念は、当然、越谷市障がい者計画、いわば上位計画の障がい者計画が示している基本理念にのっとして、障がい福祉計画を策定するということになります。「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」というのが、言ってみれば、この障がい福祉計画が、第3期も第4期も踏まえるべき基本的な理念に他ならないのかと思いますので、そういったことを踏まえて、基本数値目標を実現するために、どういう目標設定や、どういう表し方が大事なのかということが問われているのだらうと考えられます。そのうえでいかがでしょうか。

委員： 私が育ってきたころ、子供を育ててきたころに比べると、障がい者の方がまちに出て、積極的に活動していらっしゃる状況はよく存じております。その方たちがおっしゃるには、やはりこの福祉サービスを利用すること、それからボランティアの助けを得ることで、活動ができているとおっしゃっています。今回のこの計画が数値だけではなく、実施目標が本当に実施されればすばらしいのではないかなと思っております。ただ、アンケートを見まして、残念なことに、ご存じない方がたくさんいらっしゃる。これはどのようにして障がい者の方、また、一般の方に周知していくのが大切かなと感じております。

議長： ありがとうございます。そうしますと、基本的には、先ほどいただいたご意見で、事務局で参考にしていただくという部分は参考にしていただいて、今日、お示した素案をベースに地域自立支援協議会でもお諮りいただいて、さらにパブリックコメントにかけていただいて、本協議会でこれらを確認することになろうかと思います。そうしたら、少しまた脱線するかもしれませんが、私は議長ではありますが、今日の皆様方のご意見をいただいて、ぜひ事務局にもお願いしたいということで、若干、述べさせていただきます。お許してください。一つは、今、お話をさせていただきましたように、障がい者計画の理念をこの障がい福祉計画もきちっと踏まえるということが重要でありますので、それぞれいただいたご意見を改めて基本理念に照らして、具体的な表現を工夫していただきたいというのが1点目でございます。

それから、この協議会の役割ですけれども、今日の役割というのは、この次第の範囲なので、まさに障がい福祉計画の策定に当たっての協議になりますけれども、実は越谷市の障害者施策全体の進捗状況についても、きちんと確認をし、また、意見をするというのがこの協議会

の重要な役割だと思っております。ですから、先ほど来、この件については、次の障がい者計画で検討していくとか、目標を立てるということで、それはもう間違いないと思いますけれども、今の障がい者計画で出ている事柄が、きちんと対応できているかどうか、これを管理していくのもこの協議会の役割だと思いますので、そういう意味では、次の計画を策定するときだけではなくて、日ごろから、今の計画に照らし合わせて、いろいろ出たご意見の部分がきちんと対応されているかというのも、この協議会の非常に重要なことなので、今日はたまたま障がい者福祉計画策定の協議ですけれども、それ以外に、全体として越谷市の障害者施策を見渡していく責任があるのだということを、改めて私の役割としても感じましたので、そのあたりを事務局も受け止めていただければと思っております。それでは、こちらについてはよろしいでしょうか。

委員： アンケート結果ですが、「障害福祉サービスの認知」というところで、障害福祉サービスについて、約60%が知らないとか、50%が知らないと書いてあるのですが、私は障がい者になったとき等に、いろいろと説明を伺っています。アンケートをいただいた方というのは、だいたい、手帳をお持ちの方ではないかと思うのですが、障害福祉サービスを知らないというのはどういう意味ですか。そのことを伺いたいのですが。

議長： アンケートで知らない理由とか、自由記述があったかどうかということですが、いかがでしょうか。あるいは、知らないという理由の推測でもよろしいですね。

委員： これのアンケート、障がい者等を対象にしていたと思うのですが、手帳をいただいたとき、こういうふうな福祉サービスがあります、越谷ではこういうことがありますということは説明を受けています。この「知らない」という意味が理解できないのですけれども。

事務局： 本日お示ししたアンケートの資料につきましては、設問に対してどういう回答だったかということで、ご指摘のとおり、私どもも実際、手帳を取得されたときに、一通り説明はさせていただいておりますので、例えば、ご自宅にヘルパーさんが来ているが、それが障害福祉サービスだと思っていないとか、障がい福祉サービスという言葉と自身が受けているサービスに乖離がある可能性があるというのと、それから、相当前に手帳を、特に、身体障害者手帳と療育手帳の場合には、いったん取得されると、あまりサービスが必要ない方については、なかなか市役所との接点がない方もいらっしゃると思っておりますので、説明

は受けたような気がするけれども、前の話なので、忘れていた方がいらっしやった、もしくは、説明自体を家族が受けていて、ご自身は家族からちゃんと支援のご説明があったという情報が得られていないとか、いろいろな背景は想定されるのですが、お示しした数字はアンケートにダイレクトにそういう回答があったものを、単純に数値としてお示ししているというものになります。ご指摘のとおり、そんなはずはないと、私も個人的にはそう思ったりするのですが、いろいろな背景は、結果とはちょっと違う背景というのはあるのではないかと考えています。以上です。

委員： 私たち、障がい者としても、そういうことを認知できないということが本当に申し訳ないと思うんですよ。だから、それもあって、この「知らない」というアンケートの結果が出ることは、ちょっと不思議だなという感じがしたので伺いました。

議長： ありがとうございます。

それでは、他によろしいでしょうか。

それでは、以上で議長の役を終えさせていただきたいと思います。ご協力誠にありがとうございました。

■ その他

司会： 朝日会長、ありがとうございました。それでは次第5、その他につきまして、事務局から説明させていただきます。

事務局： それでは、その他についてです。ここでは次回の障害者施策推進協議会の日程及び内容についてご連絡させていただきます。日程につきましては、2月を予定しておりますので、決定次第、ご連絡をさせていただきます。内容につきましては、パブリックコメント後に開催することになりますので、パブリックコメントにて寄せられた意見、それに対する市の考え方のご報告をさせていただきます、さらに、こちらの素案へのご意見を伺う内容を予定しております。その他につきましては、以上でございます。

■ 閉会

司会： 以上をもちまして、平成26年度第3回越谷市障害者施策推進協議会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては長時間にわたりご審議いただき、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上